

Yamakura, Jr

サッカースクール規約(実施要項)

1. 名称及び所在、連絡先

- ・ Yamakura, Jr.サッカースクール。 以下「本スクール」。
- ・ 566-0021 摂津市南千里丘5-13-3204 スクール事務局 大久保隆史
連絡先 携帯:090-3929-0357 Eメール:yctaka22@gmail.com

2. 目的

地域のサッカー好きの子ども達が楽しみながら、個々の技術向上が出来るよう指導するとともに、健全なる心身の育成を図ることを目的とする。

3. 対象

- ・ 年中・年長(5～6才)の男子、女子。 定員は40名。
- ・ スポーツ活動を行うに適した健康な状態にあること。
- ・ スポーツ安全保険への加入を条件とする。

4. 会場

山田川運動広場、市場池公園、山三小、山五小(その他指定場所)

*夏・春・冬休みは、山三小が主会場になります。

5. スクール日程

月曜・水曜・土或いは日曜。 練習予定表の学年【園児】を確認下さい。

6. 期間

- ・ 毎年、4月～3月迄。

7. 活動実施時間

会場での集合から解散まで。 準備、撤収、移動は時間外となります。

8. 費用

- ・ 会費 月会費 4000円。(但し、兄弟が在籍の場合は500円オフ)
- ・ 入会金 2000円(入会時のみ) スポーツ安全保険 800円(1年更新)

9. 費用支払い方法

- ・ 会費の支払いは3ヶ月単位で下記口座に振込む。 振込人は選手名。
- ・ 継続選手の2018年度スポーツ安全保険代はジュニア担当者へ現金にて支払うものとする。

〈振込先〉三菱東京UFJ銀行 千里中央支店

普通預金 488643 大久保 隆史

10. 休会、退会の処理

- ・ スクール事務局への連絡により、翌月から承認する。
- ・ 前月15日迄の連絡分は、翌月からの受領済みの月会費は全額返還する。

11. ユニフォーム

ピブスを支給。 サッカーの可能な服装でご参加ください。

12. 事故、負傷、盗難等の賠償責任

- ・ 活動実施時間(7.に記載)の事故等の賠償はスポーツ安全保険の適用範囲内で行う。
- ・ 活動実施時間内外、移動中のいかなる場合も「本スクール」は一切賠償責任は負わないものとする。

13. 入会の成立

以下の手続き等が確定した時点。

- ・ スクール会員がスポーツ活動を行うに適した心身ともに健康な状態であることの確認。
- ・ 別途「サッカースクール入会申込書」を受理。(1のスクール事務局に郵送)
- ・ 月会費及び諸費用の入金とスポーツ安全保険の加入完了。
* 入会の成立前のスクール参加は体験扱い(無料)とする。
☆郵送と同時に、名前・住所・学校名・学年・生年月日・連絡先(携帯)を下記にメール連絡をお願いします。
<入退会担当> yamakura221996@gmail.com

14. スクールの開催変更(中止等)

- ・ 雨天時は中止です。 特に連絡は行いません。
但し、判断が困難な場合は「山田くらぶホームページ、掲示板」でご確認下さい。
- ・ 天候不順その他の止むを得ない状況により、開始前又は活動実施中にコーチ、事務局の判断で中止する場合があります。
- ・ グランドの都合で会場が変更、スクールが中止される場合があります。

15. その他

- ・ 住所、連絡先等、入会時の記載事項に変更がある場合には、事務局までその内容を連絡してください。
- ・ 本規約は毎年4月1日より施行いたします。
- ・ 体験及び見学時には、必ず保護者が同伴することを条件とします。体験の期間は、3～4回まで。

新規入会時の要点

月会費は、3ヶ月単位で振込んで下さい。

初回のみ入会金(2000円)、スポーツ安全保険代(800円)が必要です。月会費と合わせて振込みしてください。

*振込み名義は選手名でお願いします。 *振込み手数料はご負担ください。

〈振込先〉

三菱東京UFJ銀行 千里中央支店

普通預金 0488643 大久保 隆史

*所定のピブスを入会時にお渡しします、練習時には持参してください。